



大賀茂区では、一般財団法人自治総合センターが行う「令和4年度コミュニティ助成事業」による宝くじの助成金で、災害時等で使用する「デジタルトランシーバー」の整備を行いました。

コミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品・施設の整備、安全な地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・向上を図っています。



【申請方法】
①申請（※事前の申請が必要）
申請書等の必要書類を、防災安全課窓口へ提出します。
②審査
申請内容を審査し、適否の決定後、市から交付決定通知書が届きます。

③振込
後日指定の金融口座へ補助金を振り込みます。

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑦） ☎022145

宝くじ助成事業

今回整備したデジタルトランシーバーは、これまで多く利用されていたアナログ式のものに比べ、安定した通信が可能です。災害時には、固定電話、携帯電話等がつながりにくくなります。発災時でも利用可能で操作も簡単なため、緊急時や防災訓練等での活用が期待されています。

デジタル式戸別受信機の無償貸与を行っています

防災行政無線のデジタル化によって、今年12月からアナログ式防災行政無線が使用できなくなります。それにより、現在の「防災ラジオ」では同報無線の放送が受信できなくなります（通常のラジオ放送は、引き続き受信できます）。市では、デジタル無線に対応した戸別受信機（左写真）を各世帯に1台、無償で貸与しています。新しい戸別受信機の貸与をご希望の方は、防災安全課（窓口⑩）や市ホームページで申請書入手し、直接提出もしくはメール・FAX等で申請してください。なお、戸別受信機は、窓口でお渡しします。

各種補助制度について紹介します

市では、家庭での防災対策を促進するため、各種補助制度を用意しています。補助制度を活用し、家庭内の防災対策を実施しましょう。

今回は、感震ブレイカー整備費補助金、備費補助制度と家庭内家具等転倒防止促進事業費補助制度についてご紹介します。

感震ブレイカー整備費補助金

感震ブレイカーとは、一定以上の揺れを感じし、自動的にブレイカーなどの電気を止める器具です。大地震の発生時には通電火災・停電から電気が復旧するときに発生する火災による二次災害が懸念されます。感震ブレイカーは、不在時やブレイカーを落としてからの避難開始が難しい場合に有効な手段となります。

①申請（※購入後の申請可）
申請書等の必要書類を、防災安全課窓口へ提出します。

②審査
申請内容を審査し、適否の決定後、市から交付決定通知書が届きます。

③振込
後日指定の金融口座へ補助金を振り込みます。

③実績報告
感震ブレイカーの設置後、完了実績報告書等の必要書類を防災安全課窓口へ提出します。

④振込
提出書類の確認後、後日指定の金融口座へ補助金を振り込みます。

家庭内家具等転倒防止促進事業費補助金

地震発生時に家具の転倒によって取り残される、あるいは避難が遅れるケースも考えられます。阪神淡路大震災や東日本大震災でも、多くの人が建物や家具の下敷きになったと言われています。家具転倒防止器具を取り付けることで、被害を最小限に抑えることにつながります。

①申請（※購入後の申請可）
申請書等の必要書類を、防災安全課窓口へ提出します。

②審査
申請内容を審査し、適否の決定後、市から交付決定通知書が届きます。

③振込
後日指定の金融口座へ補助金を振り込みます。

11月・12月は、税の滞納整理強化月間です!!

～納期内納付をお願いします～

問合せ先 税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎02218



市税は、市民の皆さまの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方が、決められた納期限までに納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

このようなことから、県内の全市町は、納期内納付をされている方との公平性を保つため県と連携して、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』に設定して、滞納処分の強化に取り組みます。

【市税の滞納解消に向けて】

近年の景気の低迷により、市税収入が減少している中で、市税の滞納は市財政を圧迫する大きな要因となっています。令和3年度の徴収率は、95.2%と前年度に比べやや向上していますが、依然厳しい状況にあります。

市税の滞納は、市民の皆さまの行政サービスに大きな影響を与えます。期限内納付へのご理解とご協力をお願いいたします。

市税収納状況（単位：百万円）

年度	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
現年課税	2,873	2,818	98.1%	2,830	2,768	97.8%	2,775	2,723	98.0%
滞納繰越	150	46	30.2%	129	43	33.7%	135	49	36.0%
合計	3,023	2,863	94.7%	2,959	2,811	95.0%	2,911	2,771	95.2%

※金額は、一般会計市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）の決算数値

【滞納処分の強化について】

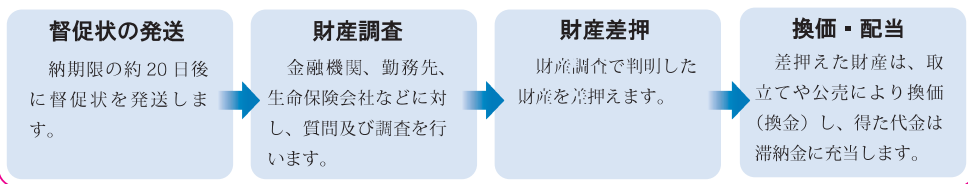
税務課では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納付できるにもかかわらず納付のない滞納者に対しては、「賀茂地方税債権整理回収協議会」と連携して、財産調査を行ったうえで、差押、搜索、公売などの滞納処分を行います。

徴収困難な滞納者については、地方税の滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管し、滞納処分の強化を図ります。

静岡地方税滞納整理機構移管実績

年度	移管件数	差押等による徴収金額
平成30年度	15件	14,717千円
令和元年度	15件	9,085千円
令和2年度	15件	11,576千円
令和3年度	15件	15,887千円

滞納処分の流れ



【賀茂地方税債権整理回収協議会の取組】

平成28年4月から、静岡県と賀茂地域6市町で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町税の共同徴収に連携して取り組み、滞納者には財産調査、差押、搜索などの滞納処分の強化を行ってきました。

賀茂6市町の体制で取組を続けた結果、設置後の6年間で市税全体の徴収率は9.4%向上し、収入未済額は約4億4千万円縮減しました。

今後も引き続き、徴収体制の維持・強化に取り組んでいきます。

【困ったときは、早めのご相談を！】

病気や失業、事業の廃止などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務課収納係・滞納対策係（窓口⑦） ☎02218 にご相談ください。